

女川2号炉に係る今後の審査について

平成30年10月16日
原子力規制庁
新規制基準適合性審査チーム

東北電力(株)による審査対応の改善の取組方針を踏まえた対応がなされていることを確認するため、東北電力(株)に対し資料の提出を求め、その内容を確認の上で今後の進め方を判断する。

1. 提出を求める資料

- (1) 設置変更許可申請書本文及び添付資料に対する補足説明資料（いわゆる「とりまとめ資料」）
- (2) 上記(1)の記載内容に係る先行炉との比較表。先行炉と記載内容が異なる箇所を明記するとともに、備考欄にはその異なる理由を明確に示したもの。

なお、設計基準事故対策については、現在審査が進められている耐震・耐津波対策を除く。また、重大事故対策については、今後審査を行う予定の大規模損壊に係るものを除く。

2. 今後の審査の進め方

原子力規制庁は上記の資料を受領後その内容を確認し、審査対応の改善がなされていると判断されれば、審査を実施することとする。

以上